

＜全宅管理マガジン＞ Vol.14 (2012.5)

トピックス1：国土交通省「賃貸住宅管理業者登録制度」登録事業者について

国土交通省は、「賃貸住宅管理業者登録制度」における登録の手続等を定めた登録規程と、賃貸住宅管理業務を遂行する上で遵守すべき一定のルールを定めた賃貸住宅管理業務処理準則を、平成23年9月30日に公布し、本制度が平成23年12月1日より施行されております。

本制度への登録は任意で全ての管理業者に義務付けられたものではありませんが、国土交通省で登録事業者名を名簿により公表しますので、貸主は安心して任せられる管理業者の選定をすることができ、管理業者にとっては社会的信用力の増強に繋がると考えられます。

登録状況につきまして、平成24年3月31日時点で登録が完了した1579社の名簿が、国土交通省ホームページで公表されておりますので、ご確認下さい。

トピックス2：電話法律相談（無料）のご案内

本会顧問弁護士による、賃貸管理に関する電話法律相談を隔週月曜日（休日の場合は翌火曜日）に実施しております（相談回数は1日1回、時間は1回15分以内、内容は1回につき1件）。

4月より「事前予約制」での運用を開始しております。予約方法等につきましては、本会ホームページの「電話法律相談のご案内」（TOPページ上部右側バナー）でご確認下さい。

【5・6月の法律相談日】 ※実施時間：13時～16時

5月1日（火）、14日（月）、28日（月）／6月11日（月）、25日（月）

《協会からのお知らせ》

1. 本会ホームページ（<http://www.chinkan.jp/>）改修のお知らせ

4月より、本会ホームページを改修しております。主な改修点は以下の通りです。

- ①TOPページに「電話法律相談のご案内」バナーを作成し、上記でも記載した4月からの運用変更の内容について詳しくご説明しております。
- ②TOPページに「賃貸管理業賠償責任保険」バナーを作成し、本会会員メリットである賃貸管理業賠償責任保険（事故報告書の印刷等）を利用していただきやすくなるよう対応いたしました。
- ③会員専用コンテンツに、当「全宅管理マガジン」のバックナンバーを掲載いたしました。

※会員ログインには、ユーザーID・パスワードが必要となります。ご不明の方は下記【問い合わせ先】までご連絡下さい。

本会ホームページへは、検索サイトで「全国賃貸不動産管理業協会」もしくは「全宅管理」と入力して、アクセス下さい。今後も、会員の皆様からのご意見・ご要望の下、利用しやすいホームページを構築して参ります。

2. 会員登録事項変更時の届出のお願い

本会では、4月初旬に会報誌等の資料を全会員宛に発送しておりますが、事務所移転等で資料が届かず返送されてくる件数が多くなっております。

会員の皆様におかれましては、ご登録いただいている会員登録事項（商号・事務所所在地・代表者名・担当者名・電話番号・FAX番号、等）に変更があった際は、必ず下記【問い合わせ先】までご連絡下さいようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330 （Eメール）zentakukanri@bz01.plala.or.jp